

製造請負優良適正事業者認定制度 認定事業者 欠格条項

2019年11月30日改定
製造請負事業改善推進協議会

製造請負優良適正事業者認定制度運営要領 第5の2の欠格条項について、以下のとおり定める。

次の各号のいずれかに該当する事業者（実務的に同一とみなすべき事業者を含む）は、認定を受けることができない。

- (1) 申請時に、労働者派遣法 第6条（許可の欠格事由）に該当する場合
- (2) 直近事業年度において、税金の滞納がある場合
- (3) 直近事業年度において、社会保険料及び労働者保険料の滞納がある場合
- (4) 過去3年間において、労働者派遣法及び職業安定法による業務改善命令、または事業停止命令を受けている事業者
- (5) 労働者派遣事業の許可を受けている事業所が許可取消し処分を受け、その決定もしくは処分を受けたことに対し、改善報告が受理された日から起算して3年を経過していない場合

(附則)

この条項は、2019年12月10日から施行する。

(以上)